

児童虐待・DVに関する各ネットワークについて【厚生労働省】

1. ネットワークの名称

- 国の補助事業としては、「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」としている。

2. ネットワーク構築の理念・目的

- 配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族の保護支援を行うに当たり、婦人相談所と関係機関等との連携体制を整備することを目的とする。

3. ネットワーク構成機関・団体の範囲

- 都道府県域における社会福祉関係、地域保健関係、法務・警察関係、司法関係、教育関係、雇用・労働関係、男女共同参画関係等の関係機関、民生・児童委員、民間団体等

4. ネットワークの具体的な活動内容

- 国の補助事業におけるネットワーク事業の内容は以下のとおり。
 - 連絡会議を年度内におおむね4回以上開催し、参加機関相互の情報交換及び状況把握を行う。
 - 学識経験者等を講師として事例検討会議を年度内におおむね2回以上開催し、配偶者からの暴力被害女性等の保護支援に関する事例を検討する。
 - において検討した事例をもとに事例集を作成し、関係機関の職員配付し専門性の向上を図る事業又は婦人相談所や関係機関の役割等の内容を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布する。
- ネットワークにより関係機関等が緊密な連携を図ることができれば、被害女性の保護支援は円滑に進めることが可能となる。

５．現場レベルでのネットワークの具体的な機能事例

- 千葉県においては、県内１６ヶ所の配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を行い、相互連携の強化、事例検討等を実施するとともに、県内５地域で各市町村、警察署、弁護士会、民間団体、児童相談所等関係機関を含めて事例検討、情報・意見交換を行い、対応する実務者の連携を図っている。
- 神奈川県においては、市町村・福祉事務所、児童相談所、医療機関を含む具体的な事例検討を行うとともに、警察本部とは日常的に連絡調整を行い被害者の適切な保護支援を図っている。また、市町村・福祉事務所を対象とした「ＤＶ相談の手引書」「事例集（福祉事務所編）」を作成し、研修に活用している。
- 香川県においては、県レベルの「ＤＶ被害者保護支援ネットワーク会議」を設置するとともに、地域における「ＤＶ被害者保護支援ブロックネットワーク会議」を開催し、福祉事務所、民間団体、警察、医師会等関係機関の地域レベルの連携を強化している。

６．その他ネットワークの概要

- 国の補助事業としては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行と合わせ、平成１４年度から事業を開始している。
- 上記国の補助事業であるネットワーク事業については、平成１７年度４３４４都道府県で実施しており、残り３４県についても県独自で県域や地域レベルのネットワーク会議を開催する等実施している。

７．ネットワークにおける現状の問題点・課題

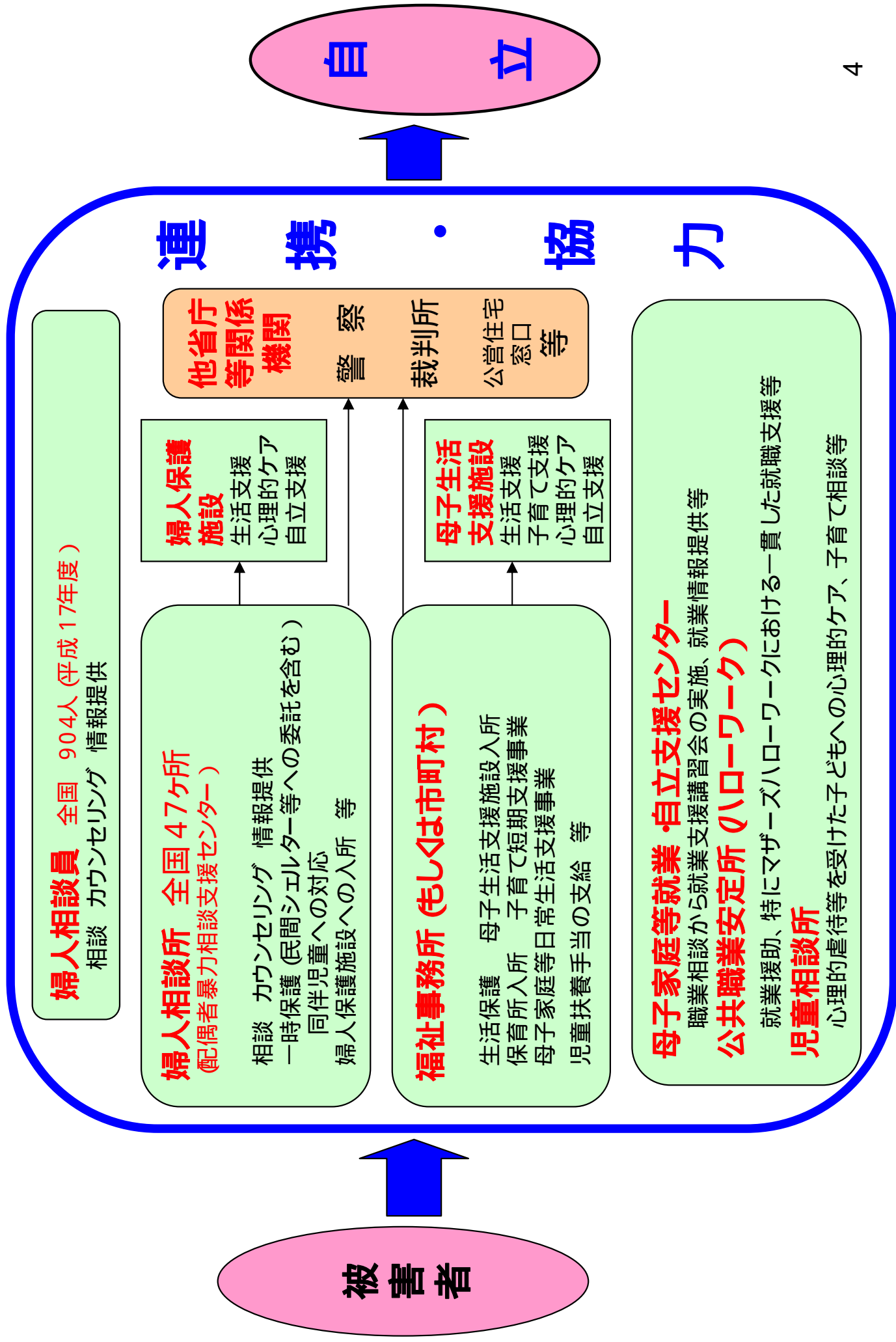
- ネットワーク会議が関係機関等の施策状況等の情報交換にとどまり、具体的な事例の検討等が行われていない場合、ＤＶ被害者の保護支援についての共通認識や、各関係機関の具体的な役割や機能、連携方法が明確とならない。

８．ネットワークの充実強化の可能性及び考えられる方向性

- 各関係機関等が情報交換を行い、相互の状況を把握し、被害者支援保護の課題を明確化するとともに、学識経験者等の講師を交えた事例検討会議を通して、適切な対応について共有化を図る。また、検討した事例をもとに、事例集を作成し研修を行うなど、実務者の専門性の向上を図ることが考えられる。
- また、都道府県域に加えて、地域レベルのネットワーク会議を開催することが、実務者レベルの連携を強化し、実際の被害者の保護支援を円滑に進めることが可能となる。

９．その他

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要（チャート）

